

広島版「学びの変革」推進寄附金（ふるさと納税）の活用ガイド

平成30年9月7日 学びの変革推進課 資料より抜粋

◆ 広島版「学びの変革」推進寄附金（県内の国公立学校、私立学校、特別支援学校に対する支援）

寄附者の方が、広島版「学びの変革」推進寄附金として、特に応援したい学校を指定した上で広島県に寄附をされると、県教育委員会が、その寄附額（※1）を各校へ令達し、活用していただくという仕組みです。

対象となる学校等は、次のとおりとしています。

広島県内の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校

《ポイント》

- ・各校は、新たな財源として児童生徒の学ぶ機会の拡大や学習環境の充実等、様々な事業に広く活用することができます。
- ・ふるさと納税制度を活用した税の軽減措置（※2）が受けられますので、寄附者の方は2千円の自己負担（※3）で母校等の取組を応援することができます。

【自己負担額の例】 年収600万円（所得税20%）の方が50,000円寄附する場合

A 寄附額	50,000円
B 税の軽減額	▲48,000円
所得税	▲9,600円
復興特別所得税	▲200円
住民税	▲38,200円
C 自己負担額（A－B）	2,000円

※1 寄附額の5%を寄附金運営経費（事務費）に充てることを必ず御了知ください。

※2 所得税の控除（または還付）と翌年度の住民税の税額控除が受けられます。

※3 ふるさと納税制度では、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2千円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除されます（ただし上限額があります）。

よくある質問（FAQ）

Q 寄附金の受入れ開始はいつですか。

A 平成28年10月14日から受入れを開始しました。

Q 「学びの変革」とは何ですか。

A 広島県教育委員会は、平成26年12月に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定しました。これは、これからの新しい教育の方向性と、それに対応する6つの施策を整理したものです。寄附という形でより多くの皆様から御支援を賜り、子供たちの「主体的な学び」を更に後押しし、県全体の「学びの変革」を実現させたいと考えています。

「広島版『学びの変革』アクション・プラン」の詳細は、広島県教育委員会ホームページ (<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/global-manabinohenkaku-actionplan/>) をご覧ください。

Q ふるさと納税制度とは何ですか。

A 「ふるさとを応援したい」「ふるさとへ貢献したい」という気持ちを持つ方々が、市町や県に「ふるさと納税寄附」を行った場合に、その寄附額の一部が住民税や所得税から軽減される制度です。

なお、軽減される時期は、平成30年12月までに寄附した場合、確定申告（31年2月～3月）を行えば、

〔所得税〕30年分の税額を軽減

〔住民税〕31年度分（31年6月課税分）の税額から控除

となります。

Q 控除される税額及び上限額はどのように計算すれば良いですか。

A ①所得税からの控除 = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 「所得税の税率」

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の40%が上限です。

②住民税からの控除（基本分） = (ふるさと納税額 - 2,000円) × 10%

※控除の対象となるふるさと納税額は、総所得金額等の30%が上限です。

③住民税からの控除（特例分） = (ふるさと納税額 - 2,000円) × (100% - 10%（基本分） - 所得税の税率)

※住民税からの控除の特例分は、この特例分が住民税所得割額の2割を超えない場合は、上記③の計算式で決まります。

④住民税からの控除（特例分） = (住民税所得割額) × 20%

※特例分（③で計算した場合の特例分）が住民税所得割額の2割を超える場合は、上記④の計算式となります。

なお、税額控除の詳細については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/mechanism/deduction.html) を御確認ください。

Q 町内会・PTA・同窓会等の団体として寄附を行うことはできますか。

A 町内会等の団体としての寄附を受入れることは可能ですが、ふるさと納税の控除を受けることができないことに注意してください。

ただし、町内会等の団体の代表者が個人の寄附申出書等を一覧に取りまとめて県に寄附を行う場合は、各個人のふるさと納税を適用することが可能となりますので、団体からの寄附が見込まれる場合は、こうした点を事前に御確認いただき、学びの変革推進課まで御連絡ください。